

配布：一般
2018年6月22日
原文：英語

人種差別撤廃委員会
第96会期
2018年8月6日－30日

議題4

本条約第9条に基づき締約国から提出された報告，コメント及び情報提供の検討

日本の第10回・第11回報告書に関するリスト・オブ・テーマ (CERD/C/JPN/10-11)

国別報告者による注記

1. 人種差別撤廃委員会は、第76会期 (A/65/18 パラグラフ 85) において、国別の報告担当者から当該締約国に対して短いリスト・オブ・テーマを送付することを決定した。このリストの目的は、締約国の報告書を検討するにあたり、当該締約国の代表団と委員会との間の対話のための指針を提供し、また、テーマを絞ることにある。本文書には、こうしたテーマのリストが記載されている。これは、限定列挙的なリストではなく、対話においてはこれ以外の問題も提起することが可能である。書面による回答の必要はない。

国内法における本条約並びに本条約実施のための制度的及び政策的枠組み (第1条, 第2条, 第4条, 第6条)

2. 本条約第1条に沿って、人種差別に関する定義を憲法上に規定するための努力に関する情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 (注:最終見解) パラグラフ 7, CERD/C/JPN/10-11 (注:政府報告) パラグラフ 101-102)。

3. 人種差別を禁止する包括法を制定するための努力に関するアップデートされた情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 8, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 101)

4. パリ原則に従った国内人権機構を設置するための努力に関するアップデートされた情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 9, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 108-109)

5. 本条約第4条(a)及び(b)の留保を撤回するためにとられた措置に関するアップデートされた情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 10, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 124-126)

6. メディア及びインターネット上におけるヘイトスピーチに対処するためにとられた措置の実施とその影響に関するアップデートされた詳細情報。メディアを通じた人種差別及び人種差別的暴力の扇動の防止に関する放送法の施行とその影響に関する情報。

(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 11, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 131)

7. ヘイトスピーチを広めたり, 憎悪を扇動した公人や政治家に対する制裁措置に関する情報を含む, ヘイトスピーチやヘイトクライムに関する報告, 捜査, 起訴, 有罪判決の数に関する情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 11, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 130)

8. 反ヘイトスピーチキャンペーンや2016年のヘイトスピーチ解消法の制定の影響に関する情報。同法第5条に規定されている差別的言動に関する相談体制の実施とその影響に関する情報。(CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 105-107,133)

マイノリティや先住民族に関する状況 (第2条-第7条)

9. アイヌの人々の雇用, 教育及び生活水準へのアクセスの改善, 土地と資源に対する権利の保護, 文化と言語に関する権利の実現の改善, アイヌ政策推進やその他の協議体におけるアイヌの代表者の数を増加させるためにとられた措置の実施とその影響に関する情報。

(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 20, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 17-33)

10. 琉球/沖縄の人々と協議し, その権利の保護のためにとられたあらゆる措置の実施とその影響に関する情報。琉球の言語の保護, その言語による教育の促進, 及びその歴史と文化を教科書に含めるためにとられたあらゆる措置に関する情報。

(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 21, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 34-36)

11. 部落民の明確な定義の採択, その生活水準の改善, 部落民とその他の国民との間の社会経済的な格差の解消, 及び登録された戸籍情報の保護を含む差別からの保護のためにとられた措置に関する情報。2016年の部落差別の解消の推進に関する法律の施行とその影響に関する情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 22)

12. 法執行機関関係者によるイスラム教徒の民族的又は民族宗教的プロファイリングの防止のためにとられた措置に関する情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 25, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 142)

13. 2015年の第4次男女共同参画基本計画が, マイノリティ及び先住民族の女性に対する暴力の防止に及ぼす影響に関する情報。マイノリティ及び先住民族の女性に対する暴力として報告された事案の数, 並びに, そのような暴力の加害者の捜査, 起訴及び有罪判決の数に関する情報。日本人又は永住者の在留資格を持つ日本国籍でない者と結婚した外国人女性が離婚によって追放されることを防止するために, その保護を確実にするための在留資格法制の見直しに向けてとられた措置に関する情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 17, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 9-16)

14. 慰安婦に関する調査の成果に関する情報, 慰安婦の権利侵害に関する調査の成果を含む慰安婦問題の解決を実現するための努力に関する情報, 及び生存している慰安婦とその家族に対する十分な補償の提供に関する情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 18)

15. 人種差別の防止に関する研修及び啓発活動の実施とその影響に関するアップデートされた情報 (CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 26, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ

110-122,197-216)

移民、庇護希望者及び難民を含む日本国籍でない者の状況（第5条-第7条）

16. 雇用、教育、医療、住居の分野を含む移民に対する人種差別を防止するためにとられた措置の実施とその影響に関するアップデートされた詳細情報。(CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 49-51, 159-162)

17. 2016年11月に成立した外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律並びに2017年4月に公布された関係政省令の施行といった、技能実習制度の改善のためにとられた措置の実施とその影響に関する情報。技能実習制度の監理団体に対する労働基準監督指導の実施に関するアップデートされたデータと情報。(CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 46-48)

18. 日本国籍でない者の公的サービスの仕事、国民年金制度、公共空間及び施設へのアクセスを含む、状況を改善するためにとられた措置に関する詳細情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 13-15, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 147-149, 165, 177-179)

19. 朝鮮学校への補助金へのアクセスの許可を含む、北朝鮮の子どもの教育へのアクセスを改善するためにとられた措置に関するアップデートされた情報(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 19, CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 169-175)

20. 人身取引に関する特別法を制定するためにとられた措置に関する情報、特に性的搾取の目的で行われるマイノリティ女性の人身取引の状況に関するアップデートされた情報、及び政府報告で列挙されている人身取引を防止するための研修やその他の措置による影響に関するアップデートされた情報。(CERD/C/JPN/10-11 パラグラフ 55-71)

21. 一般市民や当局において難民及び庇護希望者に関する非差別の啓発及び理解を促進するためにとられた措置に関する情報。庇護希望者の収容を制限することに関する情報。難民及び庇護希望者の住居、教育、雇用、基本サービスへのアクセスを改善するためにとられた措置に関する情報。(CERD/C/JPN/CO/7-9 パラグラフ 23)